

平成19年第5回土岐市議会定例会報告

平成19年第5回議会定例会のあらまし

今議会には、補正予算3件、条例関係5件、人事案件2件、決算（一般会計、特別会計）の認定11件、その他案件1件の22件が理事側から上程され、議員提出議案として、決算特別委員会の設置、請願として「戦争をしないためにも”草の根”声を国会に送っていただく請願について」が提出しました。また、9月議会に上程されました決算（企業会計）の認定2件は、11月26日の本会議で、認定されました。

今議会上程の決算の認定11件を決算特別委員会に付託し、1月に同委員会を開催し、審査を行いました。決算についての報告は、次号でさせていただきます予定です。

人事案件につきましては、12月5日の本会議において、土岐市固定資産評価委員の選任同意、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについての2件が上程され、固定資産評価委員に税務課長の山村和由さん及び人権擁護委員に亀谷節子さん、石川憲美さんを候補者にすることに同意いたしました。

補正予算関係、条例関係、その他の案件は、常任委員会に付託され、12月10、11日に審査され、12月17日の本会議において、すべて原案どおり可決しました。また、請願については、第1常任委員会へ付託され、審査の結果、不採択となり、本会議においても不採択に対する賛成多数で、不採択となりました。各常任委員会の審査内容は、以下のとおりです。

常任委員会の審査報告

第一常任委員会

第二常任委員会に審査を付託された案件の主な審査内容は、次のとおりです。

「平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中歳出の部所管部分」について、「農地災害復旧費の財源のうち、その他十四万八千円は、何か」との質疑がなされ、「土岐市分担金徴収条例の規定に基づき、農地・農業用施設災害復旧費分担金、いわゆる受益者負担金として、工事費、二百九十七万九千円のうち五パーセント、十四万八千円を河合区に負担をしていただくものである」と旨の答弁があり、続いて、「何故、河合区が負担するのか」との質疑がなされ、「今回、災害復旧する上湯用水路は、河合区の管理であり、河合区に負担をしていただく」と旨の答弁があり、続いて、「地方債における地方交付税算入率は」との質疑がなされ、「九五パーセントである」と旨の答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決

第一常任委員会

第一常任委員会に審査を付託された案件の主な審査内容は、次のとおりです。

「平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第三号）中歳入の部全部・歳出の部所管部分・その他所管部分」について、「歳入の部」では農業用施設災害復旧費分担金について、「負担はどこがするのか。また水路の管理者はどこのか」との質疑がなされ、「水路の管理を行っている河合区で負担する事になっている」と旨の答弁があり、続いて「歳出の部」では、東濃地域医師確保奨学基金負担金について、「この制度に対する募集範囲はどこか、また応募がなかった場合どうするのか」との質疑がなされ、「募集は全国公募を行い応募がなかった場合は今後検討する」と旨の答弁があり、続いて、「児童福祉費について、各園の絵本の購入に当たり、どのように購入し、又購入する本は誰が選ぶのか」との質疑がなされ、「一園あたりの購入金額を提示し、その金額の範囲内で各園より希望の絵本を選定していただき、市の指定業者より購

入する」旨の答弁があり、続いて、温泉活用型健康増進施設整備基金積立金について「収益金の一部を積立てることとは他の目的には使用しない」ということか」との質疑がなされ、「今後の施設整備のために積立てるものであり、他の用途には使用しない」旨の答弁がありました。

「土岐市部課設置条例の一部を改正する条例」について、「企画部を削る理由は。また事務に支障はないのか」との質疑がなされ、「人口減少の中、簡素で合理的な組織を作るためであり、事務に支障はない」旨の答弁があり、続いて、「建設部、水道部の見直しについては、検討されたのか」との質疑がなされ、「全てにおいて検討を行った結果である」旨の答弁がありました。

「土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、「育児休業をしている職員はどれくらいいるのか」との質疑がなされ、「平成十七年度十四名、平成十八年度二十二名、平成十九年十月現在で三十三名である」旨の答弁があり、続いて、「育児休業中の給与の支払いはあるのか」との質疑がなされ、「市からの給与は無給である」旨の答弁があり、続いて、「このような制度が利用できる

環境、体制作りに努められたい」旨の要望がなされました。

「土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例」について、「この制度を希望する職員はいるのか、また平成二十年一月一日施行とする根拠は」との質疑がなされ、「以前は希望する職員がいたと聞いている。施行日については、すでに地方公務員法は施行されており、早い時期に条例制定し運用したい」旨の答弁がありました。

「東濃西部広域行政事務組合規約の変更」について、「今回の医師確保奨学金制度での、各市の負担金はいくらになるのか。また東濃西部広域行政事務組合は、東濃三市で運営しており、恵那市、中津川市からの運営負担金はあるのか」との質疑がなされ、「各市の負担額は十九年度、二十年度が五百万円、二十一年度が二百六十万円であり、事務費の負担金として、二十年度から各市八万円負担していただく事になっている」旨の答弁がありました。

「土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、「一般行政職員の初任給について、質疑がなされ、「高校卒業で十四万百円、短期大学卒業で十五万二千八百円、大学卒業で十七万二千二百円である」旨の答弁がありました。

「十九請願第一号、戦争をしないために」草の根” 声を国会に送っていただく請願” について、紹介議員の説明の後、審議に入り、戦争という過去の悲劇を二度と繰り返してはいけな

い。平和な国を造ることは誰もが認めることであるとの発言。一人でも市民に関係者、当事者がみえれば、救うていくことが必要であるとの発言。戦争には絶対反対であり、治安維持法による弾圧犠牲者だけではなく、全国民が被害を受けている。残された家族も被害者であり、この請願には、全部が全部賛成出来ない部分があるとの発言。お気持ちは理解できるが、多くの戦争被災者の事を考えると賛成出来ない等々、この請願には賛成できないとの発言があり、意見終了後、討論に入り、平和を願う世論が広がっていること、国は治安維持法が悪法であることを認め、この法律による犠牲者の実態が明らかでないことから、土岐市議会において、この請願を採択して頂きたい。旨の討論があり、採決の結果、本件については、採択に対する賛成少数により不採択になりました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算(第三号)中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決 平成十九年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)へ全会一致・原案可決 平成十九年度土岐市介護保険特別会計補正予算(第二号)へ全会一致・原案可決 土岐市部課設置条例の一部改正へ全会一致・原案可決 土岐市職員の給与に関する条例等の一部改正へ全会一致・原案可決 土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決 土岐市職員の自己啓発等休業に関する条例制定へ全会一致・原案可決 東濃西部広域行政事務組合規約の変更へ全会一致・原案可決 土岐市職員の給与に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決 十九請願第一号、戦争をしないために、草の根” 声を国会に送っていただく請願へ賛成少数・原案不採択

決算特別委員会 (一般会計、特別会計)	
構成名簿	
委員長	委員
山内房壽	一 康衛雄 俊嘉 利恒 栗遣浦 司
副委員長	委員
長 江光則	塚石佐小渡杉